平成15年3月18日判決言渡 平成15年(ハ)第34号 損害賠償請求事件

- 1 被告は原告に対し、金10万1600円及びこれに対する平成14年8月5日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用はこれを2分し,その1を原告の負担とし,その余を被告の負担 とする。

事実及び理由

請求 第1

被告は原告に対し、金20万円及びこれに対する平成14年8月5日から支払 済みに至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

請求の原因

原告が、平成14年8月4日昼の12時頃、福生市内のペットセンターワール ド代表B氏に愛犬プーちゃんを預け、翌5日15時頃引き取りに行ったところ、犬 が右前足を痛がり、地面に着くことができない状態になっていた。

預ける前は、そのような状態なっておらず、B氏に過失があると思われる。 その後、数回B氏に電話をしたが、まったく話し合いにならず、すぐ切られてしまい、誠意がなく、いっこうに支払おうとしない。

損害の内訳

多摩動物総合病院 8月5日 5000円 5万4400円 福生動物病院 8月10~16日 8月20日, 25日, 9月4日 小笠原犬猫病院

1万0200円

同診断書料 2000円 以上計 7万1600円 慰謝料 12万8400円

二 被告の主張

平成14年8月4日午後12時ころ、原告と他男性1人がペットを預けに来店 した。初めての客なので総体をチェックしてゲージに入れようとしたところ、前足 を床につかなかったので不思議に思い、2人聞こうとしたが、既に自動車で出てい ってしまっていた。

次の日に話をするつもりでいたが、翌5日に2人が来店した時は、昨日の今日なのでリードをつけて犬を歩かせたところ、ピョンピョンはねて20m位走り、痛みは感じないようであった。(犬は深爪や骨折、打撲がある場合はオーバーで騒いだり、動かない場合が多い)それ故、痛みが無いということは古傷だと思った。心あ

る獣医は分かる筈である。 預かったペットは、ゲージに入れ、出し入れすることなく、ゲージと通路の間は60cm位しかなく、被告が立ってゲージを開けてもペットを落とすようなことは ないし, 落とした覚えもない。

電話に関しては、上記の様な状態を話しても話し合いにならないので、電話は いやがらせと思い、切ったものである。

三 争いのない事実

原告が被告に平成14年8月4日から5日までペットの犬を預けた事実 争点

- 被告の責任の有無 1
- 原告の損害額 2
- 争点に対する判断
- 争点1について

弁論の全趣旨及び証拠(原告本人の供述及び甲1乃至3号証)によると、下記の 事実が認められる。

原告は、本件の犬(ミニチュアダックスフンド)1頭を平成11年12月頃ブリ ーダーから8万円で購入した。

原告は、被告の営業をタウンページで探して、電話で料金等を問い合わせたとこ ろ,1日2500円,日曜日も預かるということであったので,預けることとし,

最初は1日だけの約束で、本件の犬を、平成14年8月4日の昼の12時に被告に預けた。ところが、被告の所が、5時か6時で閉まってしまうため、原告は、都合により引き取りに行けなくなり、電話で被告に連絡をして、翌5日の午後3時まで被告に本件の犬を預けた。原告は被告に対し、その料金5000円を支払った。

本件の大は、被告に預けるまでは、何の異常がなかった。しかるに、5日に原告が被告から本件の犬を受け取る時は、右前足を地面に着くことができず、3本の足でしか歩くことはできなかった。

でしか歩くことはできなかった。
被告が原告に「前に骨折したことはないか」と聞いたので、原告が「したことはない」と答えると、被告は「このおかしいのは、昔の骨折のせいである」と言っていた。

原告は、動物病院を知らなかったところ、被告から、被告がよく利用しているし、安いと、教えられた多摩動物総合病院に行くことを決め、即日、車で10分位のところにある多摩動物総合病院に行き、本件の犬の診察をして貰った。多摩動物総合病院で、通しという方法で診察をした結果、打撲傷と診断され、注射を2本打たれ、2、3日で良くなるから、しばらくの間様子を見ているようにとの指示をされた。原告は、多摩動物総合病院にその料金5000円を支払った。

原告は、しばらく本件の犬の様子を見ていたが、ずっと3本足で歩く状態で、良くならないので、8月10に福生病院で診察して貰うと右前肢上腕骨遠位部骨折と診断され、8月10日から16日まで本件の犬を入院させた。原告は、その料金5万4400円を福生病院に支払った。

福生病院では、この怪我は最近のものである。昔のものならば、固まってしまっていると言われた。

原告は、福生病院で本件の犬が骨折との診断を受け、その入院中に、被告に対して電話でその様子を連絡したが、被告は「前からそうなっていたので、うちとは関係ない」と言って、話し合いに応じることなく、直ぐ電話を切ってしまった。本件の犬の退院後に、原告が被告に対して電話をした時も同様であった。

原告は、実家のある十和田市に行き、8月20日、26日、9月4日の3回小笠原犬猫病院で診察して貰った。原告は、小笠原犬猫病院にその料金1万0200円と診断書料金2000円を支払った。

前記認定の事実によると、本件の犬の骨折した時期は、被告が本件の犬を預かっていた間であるとの事実が推認でき、また、被告は、犬を預かることを営業としており、その業務に関しては、一般人よりも高度の注意義務を負っていると認められ、被告は、その業務に関して注意義務を怠ったとの事実が推認できる。

してみると、被告は、本件の犬の骨折につき責任を有するものと認められる。

二 争点2について

前記認定の事実によると、原告は病院での費用及び診断書料として、計金7万1600円の損害を被った事実が認められる。

また,前記認定の事実よりすると,本件の慰謝料の額は金3万円をもって相当と 認められる。

第4 結論

以上によると、原告の本件請求は金10万1600円及びこれに対する遅延 損害金の範囲で理由があり、その余は理由がないので、主文のとおり判決する。 青梅簡易裁判所

裁判官栗林道昌